

## 第109回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年5月30日（火）9:28～10:16

2 場 所 中央合同庁舎第2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整室長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

笹島総務省総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成28年度統計法の施行状況について
- (2) 諮問第103号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (3) 諮問第104号「木材統計調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、時間早いですけれども、皆さんお集まりですので、ただ今から第109回統計委員会を開催いたします。

本日は、西郷委員が御欠席です。

本日は、総務省から笹島総務審議官に御出席いただいております。笹島総務審議官には後ほど御挨拶をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確

認させていただきます。最初の議事ですが、本日は、総務大臣から平成28年度の統計法施行状況報告のうち、基本計画部分の報告を受けることとしております。資料1がその報告書の写しです。そのほか答申が1件、諮問が1件、部会の審議状況等の報告が1件あります。資料2が「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の答申案資料。資料3が「木材統計調査の変更について」の諮問資料。資料4は、「国民経済計算体系的整備部会における審議状況報告」です。また、「その他」として、参考1の「統計改革推進会議の最終報告」を準備しています。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、早速ですが議事に入ります。「統計法の施行状況について」ですが、笹島総務審議官から、平成28年度統計法施行状況報告基本計画部分の提出をお願いいたします。

(笹島総務審議官より西村統計委員会委員長に報告書の手交)

○西村委員長 どうもありがとうございました。続きまして、笹島総務審議官から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○笹島総務省総務審議官 総務審議官の笹島でございます。西村委員長をはじめまして、委員の皆様方には日ごろから精力的に統計委員会で御審議いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

御案内のように、昨年末に経済財政諮問会議から統計改革の基本方針が示されまして、その中で公的統計の整備に関する基本計画について1年前倒しで変更を行うことになったところでございます。このため、平成28年度の統計法施行状況報告につきましては、今回、基本計画関連部分を先に取りまとめまして、ただ今提出させていただいたところでございます。

また、先般5月19日には、統計改革推進会議におきまして最終取りまとめが決定されました。この中でも様々な御議論があったことと思っておりますけれども、推進会議そのものは3回でございますけれども、この間、幹事会等、西村委員長をはじめ、宮川委員、川崎委員、あるいは先生方にもいろいろな形で御助言いただいたり、あるいは審議にかかわっていただいたりしましたことを心から感謝申し上げます。取りまとめの中には、総務省あるいは統計委員会が取り組むべき課題が非常に多く書かれています。その中には統計法改正だとか大きな課題もありますけれども、併せて公的統計基本計画の見直しにおいて取り組むべき課題がたくさんあります。本日提出いたしました施行状況報告とともに、この最終取りまとめの内容も踏まえまして、これから闊達な御議論を行っていただきますよう心からお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく御願申し上げます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。統計法施行状況に関する事項は、基本計画部会及び横断的課題検討部会の所掌になっておりますので、本件については両部会に付託することにいたします。両部会の合同部会は後ほど開催される予定であり、本件については両部会で御議論いただくこととします。

それでは、次の議事に移ります。サービス統計・企業統計部会において審議されてお

まず諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の西郷部会長が本日御欠席のため、宮川部会長代理から御説明をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、部会長代理を務めております私、宮川から、経済産業省企業活動基本調査の答申案について御報告いたします。資料2を御覧ください。資料は、答申案と答申案の概要、それから、諮問の概要から構成されております。報告は基本的に答申案の概要に沿って行いますので、答申案等は適時御参照いただければと思います。答申案の概要は一番後ろに付いております。資料2の参考3となっております。

本件につきましては、3月に諮問されました後、4月7日に部会を開催し、その結果につきまして、4月の統計委員会におきまして、西郷部会長から報告されたところがございます。その後、部会報告の際に頂戴した御意見なども踏まえつつ、答申案について調整し、書面決議の手続きを経て、最終的な答申案を取りまとめました。このため本日は意見を付したところを中心に簡潔に説明いたします。

答申案の概要でまとめておりますとおり、今回申請された変更内容につきましては、おおむね適当という判断をしたところです。しかしながら、「変更内容等」の③でございますけれども、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更することについて、幾つかの意見を付しております。今回の変更自体は、無形固定資産との間で定義・範囲が同じであるにもかかわらず用語の相違があり、それを「減少額」に統一しようというものですので、それ自体は適当と判断いたしました。しかしながら、部会審議では、本調査と法人企業統計調査との間で「減少額」の定義・範囲が異なっていることが明らかになったことから、答申案の2ページ目の図2、統計委員会修正案のとおり、報告者において紛れが生じることがないように、調査票の中に注釈をつけるべきという指摘をしております。答申案を御覧いただければお分かりいただけるかと思いません。

答申案の概要に戻っていただきまして、ゴシックで「ただし」と記載している部分でございます。今申し上げた調査票の中に注釈を付すというのは、専ら報告者に対する注意喚起になりますが、法人企業統計調査の「減少額」と定義・範囲が異なるというのは、結果の利用者においても重要と考えます。そこで、公表の際、利用者にも紛れが生じないように配慮することも意見として付しております。

それから、もう一点です。4月20日の統計委員会におきまして、西村委員長から、今回の変更が「除却額」から「減少額」への名称の変更にとどまり、用語の定義・範囲に変更がないことを公表の際に明示することについても配慮すべきではないかとの御意見をいただきました。この点につきましても答申案作成の段階で検討し、調査実施者に適切な対応をとるよう答申案の中で意見を付したところがございます。

このように、「減少額」への変更につきまして幾つかの意見を付したところですが、この関係で将来的な課題として、資料の一番下にありますとおり、2点、今後の課題を付しております。1点目は、「除却額」を「減少額」に変更することに伴う回答状況の変化について検証すること。

2点目は、「減少額」の定義・範囲が他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係も含めて本調査における把握方法について再整理することです。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等はございますか。

特にございませんか。

前回の委員会で部会報告がなされたときに、私から、「除却額」から「減少額」に項目の名称を変更することについて幾つか問題提起をいたしました。公表する際に、特に定義・範囲が変わらないのであれば公表する際に明示すべきと申し上げたわけですが、それも答申案に反映していただけたということで大変ありがとうございます。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。経済産業省企業活動基本調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

サービス統計・企業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第104号「木材統計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 今般、農林水産大臣から、木材統計調査の変更につきまして申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、諮問の概要について説明いたします。資料3のクリップを外していただきまして、一番下にA4サイズ横長で資料3の参考がございますので、それに沿って説明いたします。まず1ページの現行の木材統計調査の概要についてです。調査の目的ですが、我が国における素材、いわゆる丸太の生産や、木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を得ることを目的としています。

その下の調査の沿革ですけれども、昭和28年から指定統計調査として製材統計調査が、翌29年からは承認統計調査として木材統計調査が実施され、その後、調査員調査や郵送調査の導入等の変遷を経まして、平成17年に両調査が再編・統合され、現在の基幹統計調査である木材統計調査として現在に至っております。

調査期日のところですが、本調査は、毎年調査である基礎調査と毎月調査である月別調査から構成されております。調査範囲や調査事項などについてですが、基礎調査は、製材や木材チップなどを生産する事業所、月別調査では製材や合単板を生産する事業所が対象とされ、それぞれ素材、いわゆる丸太である素材の入荷量、あるいは消費量、在庫量などを把握しております。調査は、地方農政局等を経由して実施しており、また、平成19年からはオンライン調査が導入されております。

次に、木材統計の利活用状況について説明いたします。まず2ページですが、森林・林業基本計画におきまして、本調査から得られる国産材や、海外からの外材に係る素

材需要量のデータが、丸太ベースの木材総需要量の見通しの設定などの基礎資料として利用されております。なお、右上のグラフの平成26年実績のところですが、国産材や外材を合わせた2,600万立方メートル以外の5,000万立方メートルにつきましては、製材品や木材パルプ、木材チップなど、輸入した木材製品等を丸太換算した数値でございます。

次に3ページを御覧いただければと思います。本調査のデータが木材自給率の算定のための基礎資料として利用されております。また、国民経済計算や鉱工業指数など、加工統計にも利用されております。

続きまして、4ページからは、本調査の変更事項について整理しております。1点目は、調査対象範囲の変更についてです。基礎調査における調査対象に集成材製造業を追加することでございます。これは、今回調査から、CLTや集成材、LVLといった新たな木材部材の生産実態を的確に把握することに伴うものでございます。なお、下の方に図と写真によりまして、これらの木材部材のイメージや製品の主な用途について整理してございます。

続きまして、5ページを御覧願います。変更事項の2点目は、標本設計及び調査対象数の変更についてです。まず、基礎調査における製材品につきまして、規模階層区分を製材用動力の出力数から製材用素材消費量による区分に変更し、調査対象工場数を削減いたします。それから、新たに調査します集成材につきましては、変更後の最初の調査である平成29年を対象とする調査は全数調査とし、2年目の30年調査からは標本調査により実施いたします。また、CLT及びLVLは工場数も少ないことから、全数調査により実施いたします。

次に、製材月別調査では、木材取扱量の少ない都道府県における調査を廃止し、調査対象都道府県を重点化し、調査対象工場数を削減いたします。

続きまして6ページを御覧ください。変更事項の3点目は調査事項の変更です。まず調査事項の追加です。基礎調査票において新たな木材需要の創出等に向けた政策ニーズへの対応として、調査対象として追加したCLT及び集成材などについて、消費量や生産量、在庫量等を把握する調査事項を追加することとしております。

次に調査事項の削除です。従来、従業者数の状況を把握してきた調査事項につきましては、工業統計調査の結果により従業者数の経年変化の把握が可能であり、代替できるとして、利活用状況を踏まえ削除することとしております。

続きまして、7ページを御覧ください。変更事項の4点目ですが、引き続き調査事項の削除でございます。基礎調査票や製材月別調査票において、調査事項における内訳区分欄を削除することとしております。基礎調査票の製材品の用途別出荷量を把握する調査事項を掲載しておりますが、出荷量が大幅に減少し、利用ニーズも低下していることから、削除することとしております。また、集成材の関係につきましては、先ほど説明したとおり、新たに調査事項を追加することとしておりますので、この調査事項からは削除します。このように、これまで把握してきたデータの状況や利用ニーズ等を踏まえ削除するものでございます。

最後に8ページを御覧ください。本調査では、平成17年8月の前回答申時や、平成27年

3月の未諮問基幹統計確認に係る報告書におきまして指摘された事項がございます。前回答申時では、「製材月別調査における公表期日の早期化について」と「集成材の把握について」が、また、未諮問基幹統計確認では、「産業構造と統計調査の体系について」と「作成方法の効率化等について」が、それぞれ指摘されております。このうち「集成材の把握について」は、今回対応することとしております。

その他の3つの指摘事項につきましては、部会において調査実施者の対応状況を確認することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問または御意見等がございますか。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 最後のオンライン調査の利用率のところですけども、3%と非常に低く、もともと5,000ぐらいのサンプルだと思うので、150ぐらいの事業所しかオンラインを使っていないということで、この低い理由をまた御検討いただけたらと思います。と言いますのは、この調査は分かりませんが、一部にはオンラインの方が紙よりも報告者負担が大きいという声も若干ありまして、そういう視点で調べていただけたら、報告者負担の軽減になるかと思えます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、それを含めた形でお願いいたします。

では、本件につきましては、今の御意見も踏まえまして産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことといたします。

川崎部会長、よろしくをお願いいたします。

○川崎委員 木材統計ということでは必ずしもないのですが、この機会に、今、木材統計と、それから、先ほどの経済産業省企業活動基本調査の関係で共通して気づいたことがありますので、1つ提案として申し上げてみたいと思います。と言いますのは、どちらの調査も法人番号を追加するということが変更内容に含まれております。恐らくこれ以外にも企業・事業所関係の統計調査の中にはこれから法人番号を追加した方が良いものがあると思われま。したがって申し上げたいのは、この木材統計調査に限らず、今後ともほかの基幹統計調査、一般統計調査についても、できるだけ統計委員会として法人番号を入れていただくように各府省をお願いしてはどうかと思えます。基幹統計調査の場合ですと、1つ1つ統計委員会に諮問という格好になってしまうのですが、法人番号を追加する場合であれば、軽微案件として簡易な形で処理すると、約束事を決めていただけたらどうかと思うのです。そうすることによって、より早く法人番号の調査票への付与が実現するのではないかと思いますので、1つ提案として申し上げました。今すぐでなくても結構なのですが、このようなことを今後委員会の中でも御検討いただけたらと思ひ提案いたしました。

○西村委員長 どうもありがとうございます。今の最初の点、基幹統計調査において法人番号のみを変更事項とする場合には軽微な事項として取り扱うことについては、そのよ

うな形にしたいと思います。2番目の点、企業・事業所関係の統計調査での法人番号の把握を広げることについてですが、私もそうすべきだと思っておりますが、何かほかに特段の御意見はございますか。もし御意見がなければ、委員長としてはそういうような方針でこれから行きたいと表明して、そして事務局は受け取ったという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういう扱いにしたいと思います。法人番号の件は、公的統計の効率的な作成や利活用の推進を図るという観点からとても重要な点ですが、ある意味あまりにも当たり前のような感じがして、ときどき忘れてしまうことがありますので、この点について注意しなければいけない。特に軽微案件として扱えるようなものに関しては軽微案件として扱うという形にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。国民経済計算体系的整備部会の審議状況につきまして、宮川部会長代理から御報告をお願いいたします。

**○宮川委員** それでは私から、国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。国民経済計算体系的整備部会におきましては、平成29年2月に統計委員会に諮問された公的統計の整備に関する基本的な計画の変更についてのうち、国民経済計算とそれに関連する一次統計等の諸課題に関する付議を受け、4回の部会審議を行いました。短時間で多くの議事を審議いただきました部会のメンバーの皆様に感謝申し上げます。

審議は、経済財政諮問会議で取りまとめられた統計改革の基本方針のうち、GDP統計に用いられる基礎統計の改善及びGDP統計の加工・推計手法等の改善に掲げられた課題を中心にして、現行基本計画に掲げられた関連する取組の進捗状況に関する評価も踏まえてGDP統計等の制度改善に向け、次期基本計画における取扱い及び次期基本計画に盛り込むべき基本的な考え方を検討してまいりました。この統計改革の基本方針の今申し上げました課題について一通りの審議を終えまして中間的な取りまとめを行いましたので、本日はその御報告をさせていただきます。

資料4です。大部になりますので要点をまとめて御報告いたします。まず資料をおめくりいただきまして、IのGDP統計の推計に用いられる基礎統計の改善についてです。次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方に沿って、次期基本計画期間中に計画的な課題解決に着実に取り組むことが必要であると、各課題別にまとめて記載しております。次期基本計画において課題となる基本的な考え方を中心に説明をいたします。

最初に1の家計調査、家計消費状況調査についてです。家計調査については、本委員会において未諮問基幹統計の審議を経て今年1月に調査計画の変更についての答申を出したところですので、この変更内容が着実に実施されるよう、段階的かつ円滑に取組を推進することや調査結果の補正方法について研究を進めること。さらには調査方法の変更による影響の検証や情報提供等を充実することなどを基本的な考え方に盛り込んでおります。

次に3ページになりますが、法人企業統計調査に移ります。法人企業統計調査の四半期報については、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や事務処理の迅速化を推進することや、調査対象や項目を限定した調査を実施することにより、1次QEに間に合うよう早期化を図ること。そのために試験的な調査を平成31年度から実施し検証するこ

などを基本的な考え方に盛り込みました。また、現行基本計画の課題である標本の抽出方法については、事業所母集団データベースの今後の整備状況も勘案し、速やかに母集団名簿を精査するとともに、層化抽出を平成34年度までに検討し結論を得るということについても盛り込みました。

それから次のページに移っていただきまして、3番目の建設総合統計、建築着工統計及び建築物リフォーム・リニューアル統計についてです。これについては今年度中に決算書との整合性の確認を行う予定である建設総合統計、並びにその結果で推計するQ Eの公的固定資本形成については、ペンディングの印を付した上で現時点では基本的な考え方に掲載しており、不整合が確認された場合には次期基本計画の課題にすることとしております。つまり、今年度中に解決されれば次回の基本計画に盛り込みませんけれども、その時点で課題が確認されたりした場合には、引き続き基本計画の課題にしていくということでございます。

一方、建築着工統計については、未諮問基幹統計の審議において指摘していた補正調査については、精度向上のための標本設計の変更や調査の見直しを検討し、平成30年までに改善に向けた結論を得るとともに、その結果を利用する建設総合統計などへの反映を推進することを盛り込みました。また、建築物リフォーム・リニューアル統計については、現在作成中の平成27年産業連関表に取り込んだ上で次回のS N Aの基準改定に反映できるよう、遡及推計方法等の具体的事項について調整することなどを盛り込んでおります。

5の訪日外国人消費動向調査につきましては、統計改革の基本方針に掲げられた「都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する」との課題については、既に平成28年度に試験調査を実施し、その結果をもとに29年度中に標本規模を拡大した調査を実施する予定である一方で、訪日外国人消費動向調査による都道府県別表章については、精度検証を実施した上で、34年度までに必要な改善についての結論を得ることにいたしました。

次の6ページの6につきましては、経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備になります。この課題ですが、現行基本計画においては経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備をはじめとする多岐にわたる課題が掲げられております。関係府省における一体的な検討の結果、具体的な取組の方向性について合意が得られ、その一部については具体的な取組が進められていることを評価するとともに、関係府省が責任を持って検討結果の実現を図ることは、S N Aの精度向上を図る観点からも極めて重要なことであると整理しております。

非常に多岐にわたる課題ですので、これを1、喫緊に取り組むべき事項。2、中期的に取り組むべき事項。3、関連して取り組むべき事項に大別した上で、計画的かつ着実な実現を図ることにしております。

一方、私どもの部会が開かれている期間中、同様の問題が統計改革推進会議で議論されておりました。その議論とも密接に関連することから、その結論を確認した上で最終的な対応を整理する必要があると部会では議論しておりました。先日、統計改革推進会議の最終取りまとめが出ましたので、引き続きこの件につきましては当部会で、次期基本計画に



向けた考え方の整理をしていきたいと考えております。そういう意味で、ここでの全ての取り組むべき事項については、ペンディングであるPを付しております。

7の生産物分類につきましては、それと併せて議論していく形になり、平成30年度までサービス分野について、それから、平成35年度までにつきまして財分野を含めた全体について結論を得ることにしてありますが、これも同じくペンディングを付しております。

8の消費者物価指数でございますが、次期基準改定に向け冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討して、平成30年度までに結論を得ることを書き込んでおります。また、家賃の品質調整の検討等につきましては、本年度末に結論を得る予定でありますために、実施状況を踏まえて最終判断を行いますので、ペンディングであるPを付しております。それから、9の企業向けサービス価格指数は、日本銀行の取組でありますことから、進捗状況を確認することは必要にとどめております。

10につきましては、既存統計で捕捉が困難な価格の把握については、医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握方法とその応用について、内閣府が関係府省と連携した包括的な研究を推進するとともに、建設及び小売りマージン額の把握方法について、日本銀行が関係府省等からデータ、関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告することとしました。この取組については、関係府省のデータ提供等の協力が不可欠であることから、厚生労働省、文部科学省、総務省、国土交通省、経済産業省と、関係省名を具体的に盛り込んでおります。毎月勤労統計につきましては、既に統計委員会における指摘がございますので、それに沿ったものとなっております。

次に12の産業連関表につきましては、自社開発ソフトウェア、研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることや、基本計画表示における産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討することなどを盛り込んでおります。

併せて、国民経済計算作成の観点におきましても、産業連関表の作成作業における検討に内閣府が積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を実施することを盛り込んでおります。

次に11ページのⅡとなります。GDP統計の加工・推計手法等の改善でございます。基本方針の別紙2には、GDP統計の改善に向けた具体的な課題が示されており、この課題の内容は現行基本計画に掲げられた課題とも関連しております。まず1でございますが、需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発でございます。需要側統計である家計調査、法人企業統計に加え、個人企業経済統計、建設関連統計などの供給側基礎統計の改善も踏まえつつ、四半期別GDP速報の推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、引き続き推計精度の確保・向上に不断に取り組むことを盛り込んでおります。

次の12ページでございます。2の生産面、分配面の四半期速報の開発です。この件につきましては、家計の可処分所得・貯蓄の速報値について平成30年度中に参考系列としての公表を目指して検討することや、生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、平成30年度末までに結論を得ることなどを盛り込んでおります。

3の娯楽作品の原本を総固定資本形成に計上では、平成32年度をめどとするSNAの次回基準改定において総固定資本形成へ計上することを目指して検討を推進することを盛り込んでおります。

4の統計利用者とのコミュニケーションの強化・拡充では、昨年のSNA平成23年基準改定結果を踏まえ、推計手法解説書を平成29年3月に公表してありまして、今後も統計利用者のニーズを踏まえつつ、推計手法の変更等、必要に応じて随時更新することと整理した上で、民間エコノミストとの意見交換については、平成29年度から拡充を強化した上での実施を予定していることから、その状況を確認した上で次期基本計画における最終的な対応を整理したいと考えております。

13ページ、5のデフレーター等の各種研究開発の推進でございますが、SNAに係る国際基準策定プロセスに関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施すること。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施することが必要になっております。このためにも国際的な動向も踏まえ、新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを平成29年度以降推進することを盛り込みました。

最後に、6の基本方針に掲げられた事項以外での課題対応でございます。14ページでございますが、ここは現行基本計画に掲げられた事項のうち基本方針に掲げられていない事項が該当しますが、今年度中に実施見込みの課題については、実施状況を踏まえて最終判断をすることでペンディングのPを付しております。リースの区分については、ファイナンスリースを国際的な基準と整合的になるよう基礎統計の整備状況も踏まえ現行基本計画に引き続き推計方法の検討を行うことを盛り込んでおります。

以上、ちょっと駆け足になりましたが、これまで4回の本部会で審議しました事項の中間取りまとめになります。今後は、統計改革推進会議の最終報告を踏まえ、SUTに関してや、ペンディングにしている事項を中心に検討を行い、今年度の実績見込みなどを勘案しながら、国民経済計算体系的整備部会の審議を進めていく所存でございます。

私からの報告は以上でございます。

**○西村委員長** 国民経済計算体系的整備部会におかれましては、短期間に極めて精力的に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。ただ今の報告について御質問等がございますか。

多岐にわたって、なかなか咀嚼するのは大変ですけれども、いろいろと経緯があるものもたくさんありますので。また何かお気付きの点がありましたら、事務局の方にも御連絡いただければ、もし問題点が生じたならば対処していきたいと思っております。

では、本件の関連では実は私の方で3点いろいろ考えなければいけないことがあると思っています。まず第1点は、国民経済計算やその基礎統計の改善には、政府全体を上げての取組が不可欠であるということです。これは、統計改革推進会議の方でも明確にしたのですが、統計委員会の場でも極めて明確な形でお話しして、各関係府省にきちんと対処をとっていただきたいと思っております。

その中で特に建設不動産分野が話題となっておりますので、特に現在オリンピックを含

めていろいろな形で重要度が高まっていますので、この点についてお話ししたいと思えます。このため、特に国土交通省について、これまで以上に主体的に統計の改善を図っていただきたいと思っております。また、医療や介護、教育といった分野も注目されています。厚生労働省、文部科学省など、関係府省には、統計の改善に向けた積極的な取組を期待しております。今回の中間取りまとめでは、そういう点が既に織り込まれておりますが、趣旨がより明確となるように、事務局において部会長とも御相談の上、表現を多少工夫していただきたいと思えます。

次に2点目ですが、これは基本計画という枠組みの外側になってしまいますけれども、国際的な情報発信という点で重要な点になっておりますので、この点についてお話ししたいと思えます。国際収支統計マニュアルの次の改定に向けたものであります。マニュアルの改定に際しては、遡及係数の整備のあり方をきちんと整理する必要があると思っております。こうした提言を日本からIMFなどの関係機関に対して積極的に発信していくことが重要だと思っておりますので、財務省におかれましては、是非その方向で検討を行い、その後の状況について情報の提供をこの場でしていただくことをお願いしたいと思えます。

最後に3点目ですが、法人企業統計調査の課題に関する部会審議の積み残しとして、法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースとのかい離分析があるわけです。私としましては、SNAの基礎データである法人企業統計の母集団にとどまらず、幅広い統計調査の基礎となる事業所母集団データベースのカバレッジにも係る重要な課題と思っておりますので、基本計画部会において具体的に事業所母集団データベースの整備を検討するワーキンググループにおいて審議をお願いしたいと思えますが、この点については委員の皆様いかがでしょうか。

**○関根委員** 西村委員長が御指摘された3点目、法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースのかい離の要因につきましては、国民経済計算体系的整備部会において、現時点での具体的な検証結果の報告を求めていました。西村委員長の言われるとおり、GDP統計の精度向上に向けて非常に重要な検討課題ですので、基本計画部会のワーキンググループにおいて報告・審議していただくことは非常にありがたいと思っております。

以上です。

**○西村委員長** この件について、ほかの皆様方、御意見ございますか。非常に地味なことなのですが、実は母集団がちゃんとしているということは全てのものの基本になりますし、そして、その母集団がきちんとメンテされているかどうかも非常に重要な点になります。特に事態が非常に早く動いたときに、その母集団名簿をどういうふうに作っていくのか、どういう形でそれを現実に合わせて変更していくのが非常に重要な点になりますし、これが現在の我々の持っている情報のギャップを埋める形になりますので、非常に重要な点だと思えますので、この点についてはワーキンググループの方でお願いしたいと思えます。

**○宮川委員** この案件、先ほど関根委員もおっしゃいましたように、国民経済計算体系的整備部会の方で積み残しになった案件でありますので、この基本計画部会のワーキンググループの方でもしその報告等ございましたら、国民経済計算体系的整備部会の委員も希望があれば参加できることをお認めいただけるとありがたいと思っております。

○西村委員長 はい、もちろんお認めしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、ただ今の基本計画部会のワーキンググループで審議を行う、事業所母集団データベースの件を除いて引き続き国民経済計算体系的整備部会において御審議いただきますようお願いいたします。

次に、先週開催されました統計改革推進会議において最終の取りまとめが整理されておりますので、配布したいと思います。

本日の議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、6月27日火曜日の10時から開催する予定です。開催場所など詳細につきましては別途御連絡いたします。

○清原委員 すみません、先ほど委員長の方から、「今後、企業統計等をとるときに法人番号については、統計委員会で一々検討しなくても入れることを原則とする」というお話がございました。実は、三鷹市のような自治体にも法人番号はついておりまして、私たちは、市民の皆様には、個人番号（マイナンバー）については大切にさせていただくために、原則非公開で、必要な手続き以外には公開しないをお願いして、守っていただいております。しかしながら、三鷹市等の自治体にもついている法人番号については、原則公開でございますので、実はホームページにも表記をして明らかにしているところでございます。したがって、民間企業のみならず、自治体を対象にした調査等においても法人番号を原則として記入することを、先ほどの委員長のお諮りの中に加えていただくことで、より有効になるのではないかと考えて発言させていただきました。よろしく申し上げます。

○西村委員長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。非常に重要な点ですので、当然そういう形で、法人と言っても、民間法人だけではなくて公的な法人も当然あるわけですから、自治体は公的な法人ですから、そういう形で対処していきたいと思っております。事務局よろしく申し上げます。

以上をもちまして、第109回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。